

活用業務届出書

東経営第 000200000177 号
2023年12月1日

総務大臣
鈴木淳司 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 しぶたに なおき
澁谷 直樹

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第6項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社(以下「当社」という。)が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、県間のIP電話サービス等^{※1}の役務提供を行うとともに、同サービスについて当社の業務区域外(以下「エリア外」という。)のエンドユーザとの通信を可能にするために他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めてエンドエンドで料金設定を行う。

なお、県間のIP電話サービス等の設備概要は、添付資料1の通りである。

本届出は、既に活用業務の申請および届出を行った内容^{※2}を含めた県間のIP電話サービス等の役務提供および料金設定を届出するものである。

※1 本業務により提供予定のサービスの種類は以下のとおりである。

①IP電話サービス

②固定電話サービス(加入電話、ISDN、公衆電話、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)第二条第5項ただし書の規定により提供する他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスを含む。以下同じ。)

※2 総基事第36号(平成20年2月25日)で認可された申請及び2021年4月12日付で活用業務の届出を行った内容

(2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務等を営むために保有する次世代ネットワーク^{※3}、自ら敷設・保有する県間伝送路、GWルータ、中継ルータ、中間配線架を利用し、当社の業務区域内において県間のIP電話サービス等の提供を行う。

また、同サービスについてエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社保有のIP電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めてエンドエンドで料金設定を併せて行う。なお、当該料金設定に係る業務においては、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモと相互接続している。

また、活用業務の認可および届出^{※4}等の際に公募により調達した県間

伝送路、および別に公募により調達した高度系サービス用設備(着信課金サーバ)、他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスに利用する県間伝送路等についても、本業務において利用する。

※3 総基事第39号(平成20年2月25日)で認可された申請において規定する「次世代ネットワーク」とする。

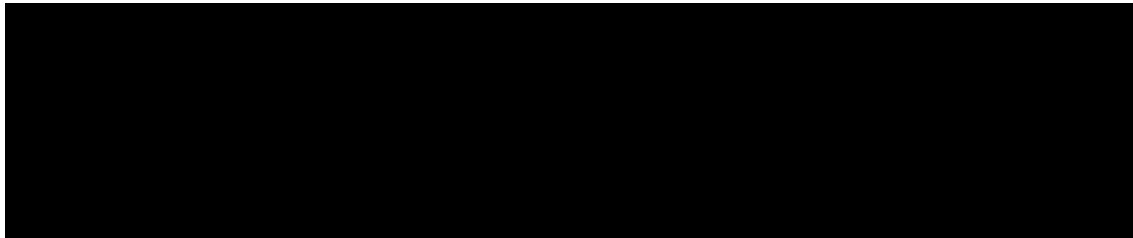
※4 総基事第36号(平成20年2月25日)で認可された申請及び2021年4月12日付で活用業務の届出を行った内容

2. 業務の開始の日

2024年1月(予定)

※他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスについては、NTT法第二条第5項ただし書に基づく総務大臣の認可後に開始予定

3. 業務の収支の見込み



数値は表示単位未満を四捨五入しているため、収入、費用の合計の数値と収支の数値については一致しない場合がある。

なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



- (2) 調達方法
内部資金による

5. 業務を営む理由

当社はこれまで固定電話(加入電話等)の提供に尽力してきたが、IP化の進展やコミュニケーションツールの多様化等により固定電話の利用は大幅に低下してきており、より効率的な固定電話サービスの提供・維持が必要となっている。

こうした状況のなか、PSTN交換機設備の維持限界への対応として、固定電話におけるコアネットワークのIP網移行を2021年5月より開始しており、2024年1月には固定電話から発信する通話のIP網移行を開始する予定である。また、NTT法第二条第5項ただし書の規定に基づく、他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスについても提供を予定している。

なお、次世代ネットワーク及びIP電話網を用いたIP電話サービスについては2008年3月より提供しているところである。

また、着信課金サービスについても、従来信号網を介した通信を行っていたが、IP網移行後は他社設備を用いて効率的にサービスを提供することを予定している。

上記を踏まえ、IP網移行後の固定電話サービスや他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービスおよびIP電話サービス等に関して、県間の役務提供および他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うこととする。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(5) 設備

IP通信網サービス、IP電話サービス、及び電話サービスの提供業務を営むために保有する設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(6) 技術

IP通信網サービス、IP電話サービス、及び電話サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(7) 職員

IP通信網サービス、IP電話サービス、及び電話サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務の実施に当たって、他事業者設備とはGWルータおよび中間配線架を用いて相互接続を実施するが、当社の業務区域内に設置しているGWルータ、県間伝送路(既に公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するもの)、中継ルータ、エリア外に設置しているGWルータについては第一種指定電気通信設備として指定されており^{※5}、既に接続約款において中継系交換機能及びルーティング伝送機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

さらに、本業務に用いる中間配線架については、指定設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、既に接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行っており、接続等の迅速性、公平性を確保している。

また、今後新たに県間伝送路等を調達する場合においては、事業者の選定にあたり透明性・公平性を確保する観点から公募により調達する考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

※5 平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第三十三条第1項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件)の一部を改正する件(令和5年総務省告示第3号 令和5年1月16日)

(2) ネットワーク情報の開示

他事業者設備とは、GWルータ及び中間配線架を用いて相互接続を実施することとなるが、GWルータ及び中間配線架については、接続に必要なインタフェース条件(伝送装置間インタフェース(音声等接続用ルータ接続インタフェース))が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインタフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者は県間のIP電話サービス等を既に提供中であることから、他事業者が本業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないものとする。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されるこ

とのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和5年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

なお、本業務の構成においては東京・大阪の2拠点で他事業者と相互接続しているが、今後当社および他事業者が現在想定できないような構成で、県間のIP電話サービス等の業務の提供を行うなど、公正競争を阻害するおそれが生じる場合等には、それに対応するために必要な措置を講じる。

(5) 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する業務と会計を分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

当社の県間のIP電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

なお、本業務においては「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行っているが、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で行うとともに、排他的な共同営業を行う予定はないことから、公平性は確保されているものとする。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・県間伝送路の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に

対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部：

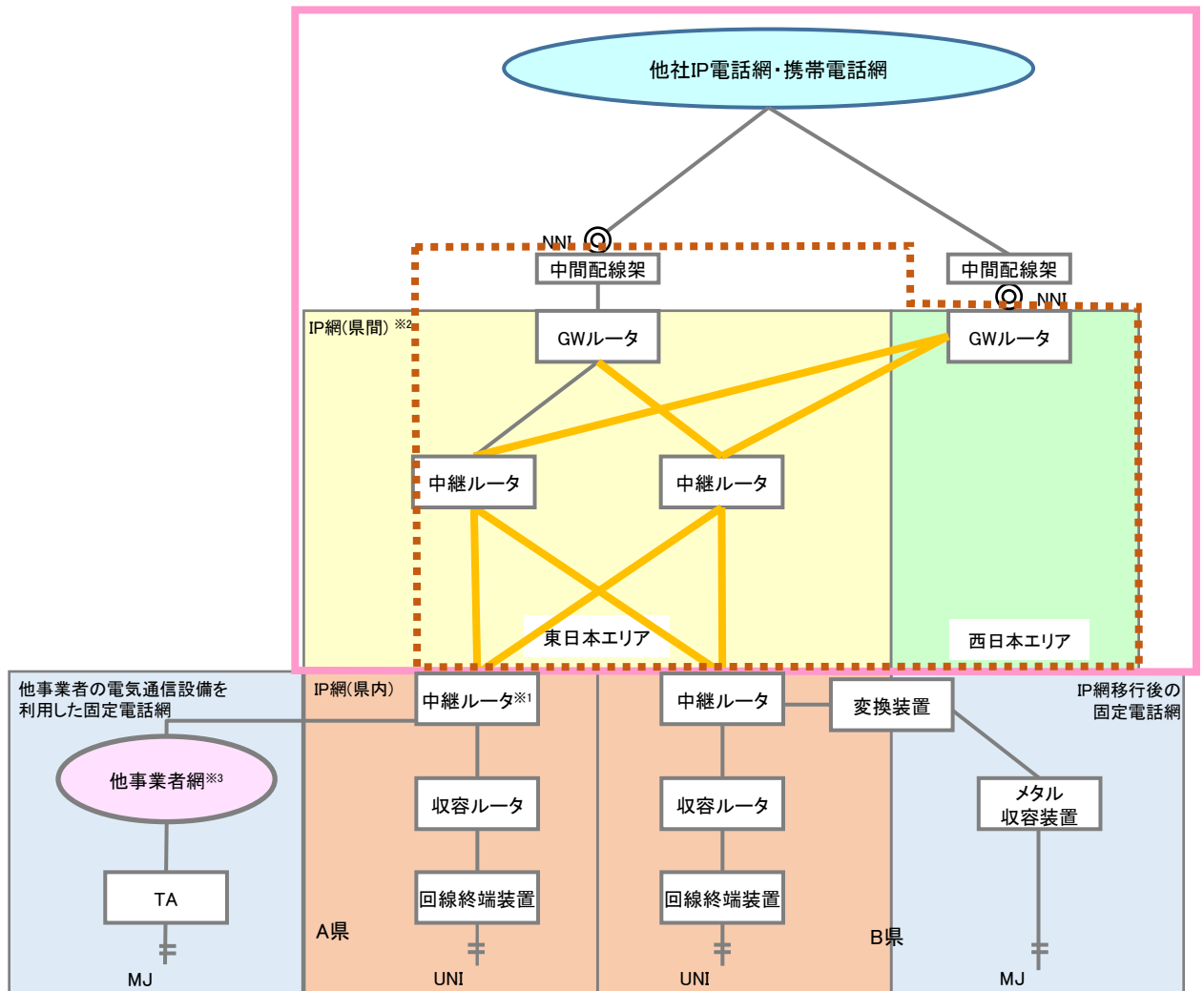
コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

添付資料

1. 県間のIP電話サービス等の設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. 県間のIP電話サービス等の設備概要



- ※1 日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項ただし書の規定により提供する他事業者の電気通信設備を用いた固定電話サービス用設備(代表県域に設置)を含む。
- ※2 高度系サービス(着信課金サービス)にかかる、卸調達した設備を含む。
- ※3 他事業者網において県間通信が含まれる場合は本活用業務における当社役務提供範囲とする。

;本活用業務における当社料金設定範囲

;本活用業務における当社役務提供範囲

;県間伝送路

NNI(Network-Network Interface)・・・ネットワーク間を接続するためのインターフェース
 UNI(User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース
 中間配線架・・・すべての事業者が2者間の相互接続を行う配線設備

2. 収支算定の考え方

【収入】

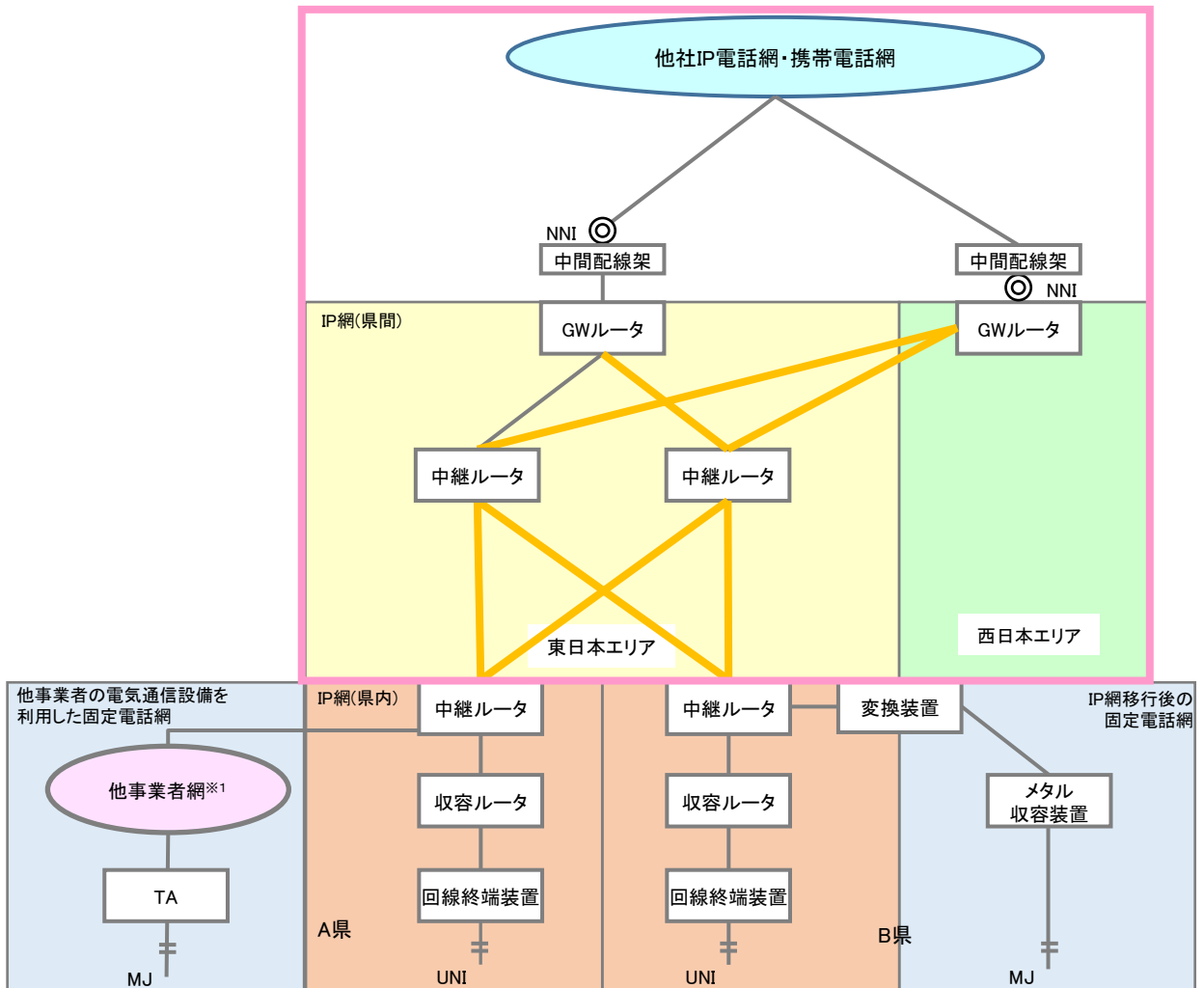
算定方法	
	活用業務対象部分の収入単金に予測施設数を乗じて算定

【費用】

	算定方法
県間中継網コスト・支払AC	IP電話サービスについては実績に基づき算定 固定電話サービスについてはIP電話サービスの1回線当たりのコストに予測施設数を乗じて算定
営業費	収入に対する費用の比率を用いて算定

【収支対象範囲】

- : 本活用業務における当社収支対象範囲
- : 県間伝送路



※1 他事業者網において県間通信が含まれる場合は本活用業務における当社収支対象範囲とする。